

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令案及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令案」に係る意見募集の結果について

令和6年8月30日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令案及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令案」について、令和6年6月17日から同年7月16日まで御意見の募集を行ったところ、92件の御意見をいただきました。

命令案に関するいただいた御意見の概要及びそれに対するデジタル庁の考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

また、今回の御意見募集の対象とならない内容であったこと等から取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

貴重な御意見をいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
マイナンバー制度に反対する。	マイナンバー制度は、行政の効率化と国民の利便性向上を実現し、公平・公正な社会を実現するデジタル社会の基盤となっています。 マイナンバーを利用することにより災害対策や社会保障制度、税制等に関する約2,500の事務において、行政機関等との情報連携により、住民票の写しや課税証明書等の添付書類を省略可能としております。 これにより、行政側では、市区町村の窓口での各種書類の発行事務負担の軽減効果があり、また、国民側にとっても、各種書類の取得のため市役所に出向くことや取得した書類の提出といった負担が軽減され、手続きを簡素化することができます。 今後も国民の皆様によりマイナンバーのメリットを実感いただけるよう取り組んでまいります。

<p>あらゆる個人情報等を紐づけて一元化する流れに反対する。 国家が情報統制するところがない。</p>	<p>ます。 マイナンバーは、その利用範囲は法令又は条例で定められた行政事務に限定するとともに、行政機関等の保有する個人情報については一元管理をせず、各行政機関等で分散管理し、情報連携の際にも機関ごとに異なる符号を利用するなど、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとすることなど、個人情報保護に十分配慮した仕組みとしています。また、自分に関する情報が、行政機関の間での情報連携がされた場合には、それが記録されるとともに、マイナポータル上で確認することができます。</p>
<p>マイナンバーは長すぎてとても覚えられない。申請書にマイナンバーを毎回書かなければならないのはとても煩雑と感じる。役所の内部で利用するのはいいが、申請者の負担になるようなことは避けていただきたい。</p>	<p>マイナンバーは暗記いただく必要はなく、記載が必要な場合はマイナンバーカードの裏面等をご確認の上記入してください。また、マイナンバーを利用することにより、住民票の写しや課税証明書等の添付書類が省略可能となる等、申請者の利便性も向上するものと考えています。</p>
<p>役所の内部で使用するにしても、まずは、全ての自治体などに対して、マイナンバーによる事務手続きの負担がどのようになっているか調査等をしていただいた上で、問題がないかどうかしっかりと確認していただきたい。</p>	<p>マイナンバー制度については、自治体向け説明会や、国担当者で地方公共団体の担当者が直接情報を共有し、質疑応答にも対応するオンラインサイト「デジタルPMO (Project Management Office)」などを活用しているところ、今後も自治体の負担に配慮しながら、運用状況の調査など必要な取組を進めてまいります。</p>
<p>マイナンバーの利用（紐付け）は個人の判断に委ねるべき。利用する（紐付ける）ことがあっても、内容によって個人の差別化、不利益に繋がらないという文言を明記すべき。</p>	<p>マイナンバーの利用や情報連携により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類の省略等による登録等の手続簡素化 ・行政機関等における登録等の処理の効率化 <p>など、国民におけるメリットに加え、行政運営の効率化や、登録情報の正確性の確保・最新化といったメリットがあることから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号利用法」といいます。）に規定する行政機関等が、対象</p>

	<p>とする事務において、その利用等を行うことができる制度となっています。</p>
<p>入力はだれが行うのか、また、各情報管理の責任はデジタル庁のどの部署にあるのかも明記すべき。マイナンバーの入力者、日時、登録内容、アクセス履歴を、本人が随時確認できるシステムとすべき。</p>	<p>マイナンバーやそれと紐づく個人情報は、それぞれの事務を行う行政機関等において入力・管理を行っています。また、情報管理の責任は個人情報保護委員会のガイドラインに基づき組織体制を整備し、責任の明確化を行うこととなっています。</p> <p>また、自分に関する情報が、行政機関の間での情報連携がされた場合には、それが記録されるとともに、マイナポータル上でご自身で確認することができます。</p>
<p>漠然とした行政への不信感により、全体主義的な使われ方をするのではないかとの恐れを持っている国民が多いのだと思う。全体主義的なデータの使われ方というのは即ち、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) データを違反摘発のために使われる 2) データを閾値到達かどうかの審査に使われる(ある一定レベル以上に達したかどうかという検索をされる) 3) データを強制執行の対象者かどうかの判断基準に用いられる (ワクチンを打ったかどうか?などの検索をされる) 4) データを必要な処理をするかしないかの判断基準に用いられる (海外送金の可否など) 	<p>マイナンバーは、添付書類の省略等による登録等の手続簡素化や、行政機関等における登録等の処理の効率化等のために利用されています。</p> <p>また、その利用範囲は法令又は条例で定められた行政事務に限定するとともに、制度面及びシステム面で各種のセキュリティ対策を講じております。</p>
<p>行政サービスにマイナンバーを用いて行政DXを進めることには賛成する。</p> <p>一方で行政DXのグランドデザインやゴールが国民には分かりにくく、マイナンバーカードの取得率向上が目的化しているようにも見える。</p> <p>今後もマイナンバーの用途は広がると思うので、マイナンバーを用いた行政DXにより国民生活に何がもたらされるのかを良くコミュニケーションして頂きたい。</p>	<p>賛成のご意見として承ります。</p>

<p>個人情報の流出や中国人による偽造事件など何度も大きな問題が起きている。</p>	<p>マイナンバーカード券面には、文字をレーザーにより彫りこむとともに、複雑な彩紋パターンを施す等により、券面の偽造を困難にしておりますので、今後とも安心してカードをご利用いただきたいと思います。</p>
<p>個人情報漏洩に伴い個人の財産に損害が生じた際などは、原因に関係なく国が100%保障するのであればまだしも、責任をとる事すら明記されていない今の制度では安心して任せられない。</p> <p>まずは個人情報漏洩に積極的に関わった者の厳罰と国の補償制度を示してからスタートラインに立つべき制度である事を認識すべき。</p>	<p>今後の施策検討にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、現在でも番号利用法では、マイナンバーを取り扱う者に対して安全管理措置を義務付けているほか、独立性の高い第三者機関（個人情報保護委員会）が監視・監督を行い、故意にマイナンバーを含む個人情報を提供などすれば、厳しい罰則を適用することとしています。</p>
<p>デジタル庁はマイナンバーを推進することばかりを考えているが、本当に大事なのは、トラブルが起きた時の対処方法の構築である。</p> <p>様々なトラブルへの対処方法がきちんと構築できるまでは、マイナンバーの強制は絶対にやめて欲しい。「想定外だった」という言い訳は通用しないことを肝に銘じて欲しい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>引き続き、個人情報保護と国民の皆様の信頼確保のために必要な対策を、速やかに、かつ、徹底して講じてまいります。</p>
<p>例えば店が酒やタバコの購入で年齢確認のためにマイナンバーを読み取る場合に、顧客の年齢以外の情報も取得するのは個人情報保護法の概念から逸脱している可能性もあるので、その対策もお願いしたい。国民は「目的外の情報まで取得されるのでは」という不安もあると思う。</p>	<p>マイナンバーの利用範囲は法令又は条例で定められた行政事務に限られており、ご指摘のような場面では、マイナンバーの取得は行っておりません。</p> <p>なお、マイナンバーカードの表面については、各事務において必要な範囲内で本人確認書類として活用されています。</p>
<p>意見募集の名称が一般人にはとても分かりづらいため、もっと分かりやすい名称にしていきたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

<p>概要資料において、なぜこの改正が必要なのか文章から読み取ることが出来ない。改正をパブリックコメントに諮る前に、概要資料を拡充しないと十分なパブリックコメントが出ないであろう。反省頂き、概要資料を拡充の上、再度パブリックコメント願いたい。</p>	<p>概要に記載のとおり、本命令案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）により、番号利用法等の一部改正等に伴い必要な規定の整備等を行うものです。</p>
<p>予防接種を受けた回数を紐づけしたりするということか？予防接種を何回受けたかを、政府が知る必要はないのではないか。</p>	<p>予防接種情報については既に情報提供項目に含まれており、今般の改正の対象ではございません。なお、当該情報については、自治体間での接種記録の情報管理を確実・効率的にすることなどに活用されます。</p>
<p>妊婦事業でマイナンバーと結び付けることは、妊婦の立場になったときを考えると、情報漏洩のリスクなど、強い不安を感じる。</p> <p>民間業者による金儲けに利用される懸念や犯罪者による不正利用、情報漏洩の不安、政府による国民の管理や監視の危険が大いにある。</p>	<p>民間の手続きについてはマイナンバーの情報連携の対象ではないため、民間企業に妊産婦に係る情報が行政機関等から提供されることはございません。</p> <p>また、マイナンバー制度は制度面及びシステム面で各種のセキュリティ対策を講じており、自分に関する情報が、行政機関の間での情報連携がされた場合には、それが記録されるとともに、マイナポータル上で確認することができます。</p>
<p>予防接種情報について、「ワクチンパスポート代わりに、接種していることの証明に使われ、未接種者に不利益を生じる」ような使い方がないように、徹底いただきたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>マイナンバーを使用する際、最低でも昨日のデータを読むことが必須であり、1ヶ月前のデータなどゴミでしかない。</p>	<p>ご意見として承ります。なお、情報提供項目については、情報変更等後速やかに登録することとなっています。</p>
<p>カードの発行の有無にかかわらず、マイナンバーが割り当てられていることを理解していない国民が多い。すでにマイナンバーは割り当てられているのですよという案内が必要と思われる。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>